

令和3年第2回浜松市議会定例会会議録（抜粋）

令和3年6月3日（木）

◎高林修議員（自由民主党浜松）代表質問

○32番（高林 修） 5月31日に、令和3年度初めての行財政改革・大都市制度調査特別委員会が開催され、年内に区割り案内定、令和4年5月に決定というスケジュールの合意を見ました。

そこで、最初は行政区再編について9点質問いたします。1点目から3点目は鈴木市長に、4点目から9点目は鈴木副市長に伺います。

1点目、5月7日に三方原地区自治会連合会から行政区再編についての要望書、18日には天竜区自治会連合会から同じく行政区再編に対する要望書が提出をされました。また、21日には、浜松市自治会連合会からも申入れ書が提出されました。今後の行政区再編の協議、再編の結論に至る経緯の中でこれらの要望書等の影響について伺います。

2点目、7区の自治会連合会と区協議会の説明会を終えて、今回は議会側のみ説明ではありましたが、ほとんどの説明会において天竜区に対する発言がありました。天竜区を単独、他地区との複合とするかについては議会は結論づけてはいませんが、天竜区自治会連合会の要望書提出は単独とする決定の後押しになり得るのか、伺います。

3点目、説明会の中で行政区再編理由が納得できない意見も少なからずありました。そこで、いま一度、行政区再編の意義を市長に伺います。

4点目、説明会で問われた行政区再編の施行時期について市の考えを伺います。

5点目、全ての説明会では出席された自治会連合会長と区協議会委員の方々に、単位自治会や各委員出身団体へ説明内容の伝達をお願いしました。また、区の協議会主催での説明会は要請があれば受けますとお答えをしました。今後の説明会の方法や説明対象範囲について当局の考え方を伺います。

6点目、天竜区の自治会連合会からの要望書にある担当副市長については、令和元年12月の当局の提案にもありましたが、具体的な権限、他の副市長とのすみ分け、区長を兼ねるのか、伺います。

7点目、浜北区の説明会では、浜北という名前がなくなってしまうかもしれないという声などがあり、副都心や浜北という名前への強い思い入れもあると受け止めました。そこで、説明会での浜北区民の思いをどう受け止められたか、伺います。

8点目、行政区再編は組織改編であると私も言明していますが、特に福祉、防災については組織改編をすることで住民サービスを向上させるべきと考えますが、組織改編に当たり考慮すべき点は何か伺います。

9点目、川勝知事の日本初の総合区設置発言に対して市長はその気になっておられないと推察しますが、過去に私が質問時に総合区長について言及したときはあっさり否定されました。ただし、仮に天竜区単独案が採用されたとして、担当副市長が置かれない天竜区以外の区長権限は今までと同様とはいかないと考えます。過去の協議において、浜松市区における総合行政の推進に関する規則によって区長の権限は十分との主張がありました。しかしながら、行政区再編を了とする議員の多くは区長権限強化を望んでいると推察します。そこで、区長の権限について現行と同様とお考えかを伺います。

○市長（鈴木康友） それでは、第32番自由民主党浜松代表高林修議員の御質問の1点目、要望書等の影響についてお答えいたします。

各自治会連合会からの要望書等は、行財政改革・大都市制度調査特別委員会で区割り案のたたき台6案が選択されたことを受け、具体的な協議に入る前に当該自治会連合会の意向を取りまとめ、要望されたものであると認識しております。地域からの要望はしっかりと受け止め、これらを踏まえながら市議会と二人三脚で検討を進めてまいります。

次に、2点目、天竜区の要望書についてでございますが、天竜区は豊富な地域資源に恵まれる地域であるとともに、市内で最も人口減少、少子高齢化が進む地域であり、こうした地域事情や特性に即した対応が必要であることから、天竜区担当副市長の配置と単独案を要望されたものと受け止めております。

区再編における天竜区の在り方につきましては、今後、特別委員会において具体的なサービス提供体制や住民自治に関することを協議する中で、天竜区の要望や地域特性などを踏まえ、検討を進めるものと認識をしております。

次に、3点目、行政区再編の意義についてでございますが、地方自治法により設置が義務づけられている区や区役所は、組織や業務が固定化をいたします。そこで、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズに併せ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築することが区再編の目的です。

また、区再編により、単に現状のサービスを維持するだけでなく、協働センター等の機能を充実させることにより、サービスをより一層向上させるような取組を併せて推進してまいります。

○副市長（鈴木伸幸） 4点目、再編の施行時期についてお答えいたします。

施行時期につきましては、令和5年2月議会での議決を予定する区設置等条例に規定することとなりますが、市民の皆様や関係機関への周知・広報、システム改修などに半年程度の期間が必要であることから、令和6年1月1日に新体制へ移行することを想定しております。

次に、5点目、今後の説明会についてでございますが、5月31日に開催された市議会特別委員会におきまして区再編に係る協議スケジュールが協議され、今後の説明の時期について令和3年9月に中間報告を行い、令和4年1月に最終案に対する意見聴取を行うことが決定いたしました。この協議スケジュールに基づき、一定の結論が取りまとめられた段階での説明を予定しておりますが、その方法や範囲につきましては議会と協議を進める中で検討してまいります。

次に、6点目、担当副市長の具体的な権限や他の副市長とのすみ分けについてでございますが、現在は特別委員会における議論の途中であり、今後、具体的な姿を検討する中でまとめていくものと考えております。

区長との兼務につきましては、常勤の職員である区長の事務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合を除き、地方自治法の規定により副市長が区長を兼ねることはできないとされております。

次に、7点目、浜北区民の思いの受け止めについてでございますが、今回の説明会において、浜北区民の皆様をはじめ、市民の皆様にはまちづくりや地名等に関する様々な思いがあることを改めて認識いたしました。

副都心につきましては、平成21年に浜北副都心構想を策定し、本年3月に改定した都市計画マスタープランにおいても副都心として位置づけられているところであり、再編後も副都心としての位置づけは変わるものではないと考えております。

次に、8点目、福祉、防災の組織改編に当たり、考慮すべき点についてお答えいたします。

これまでの検討の中で、福祉分野の組織配置につきましては各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、現場の意見を直接本庁の政策形成に反映しやすくなるとともに、

部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化され、本庁の政策立案機能の強化やサービスの提供水準の均質化を図ることを考えております。

組織改編の具体的な内容は今後の検討によるものでございますが、再編により現在の区役所庁舎を引き続き行政センターとし、住民に身近な場所で福祉、防災等を担う組織体制とするなど市民サービスを低下させないことを前提に検討を進めてまいります。

次に、9点目、区長の権限についてでございますが、現在、区長は区における行政の総括責任者として部長と同等の権限を有し、加えて区長のみを与えられている権限として主任以下の職員の人事権を有しております。さらに、区内で展開される様々な事業が円滑かつ効果的に展開されるよう、本庁等が行う事務に対し必要な措置の要請などもできることとなっております。

こうした区長の権限につきましても、今後、特別委員会において議論していくものと考えておりますが、市内全ての区に関することを専任で所管する副市長を配置することなども検討してまいりたいと考えております。

○32番（高林 修） 市長に1点、副市長に2点、再質問をします。

最初に、市長に伺います。

1、2点目の要望書に関する質問では、2点とも地域要望を踏まえ議会と検討するとの御答弁でしたが、そして3点目の御答弁は要望書を意識したものと感じましたが、臨機応変なサービス提供体制や職員配置の最適化できる仕組みの構築の結論が必ずしも各要望書等に答えられないこともあり得るか、伺います。

次に、副市長に2点、再質問いたします。

1点目、7点目の浜北副都心の御答弁についてです。

たたき台の3区案は、浜北区は天竜区と合区する案と浜北区が中区、東区、南区、北区の一部と合区する案ですが、いずれの案も浜北副都心の位置づけに変わりはないのか、伺います。

2点目は、9点目の区長権限についてです。

例えば3区になった場合、3区の区役所を担当する副市長を設置する検討をしているとのことですが、市長も先ほど天竜区自治会連合会からの天竜区担当副市長配置の要望に言及をされました。この副市長の御答弁では、天竜区自治会連合会の要望に応えたことにならないと捉えられますが、どうか伺います。

○市長（鈴木康友） それでは、高林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市民の皆様や市民団体からの要望につきましては、これはしっかり真摯に、全てを受け止めてまいります。その上で、今回の区の再編については、最適な体制をどういうふうにしていくかということは議会の皆様と協議をして決定をしていくこととなりますので、結果的に要望に応えられないこともあり得るというふうに考えております。

○副市長（鈴木伸幸） 高林議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の浜北副都心のことでございますが、区割りのいかんにかかわらず、浜北副都心の位置づけは変わらないと考えております。

それから、副市長の配置のことでございますが、今後、委員会でしっかり具体的な内容を協議されるというふうに思っておりますが、天竜区単独ならば、市内全ての区に関することを専任で所管する副市長は天竜区役所に配置して、天竜区の様々な課題や特性に対し現場に近い場所で、各区全体のバランスを配慮し、統括することを考えております。

◎黒田豊議員（公明党）代表質問

○34番（黒田 豊） 質問の2番目は、行政区再編について、同じく鈴木市長に伺います。

昨年9月、全協採決により行政区再編が大きく前進し、本年3月には6つの区割り案まで収れんされました。そして、新年度に入り、新たな委員の下で令和5年2月議会での条例制定まで、熱心な議論が展開されると期待をいたします。

そうした中、三方原地区自治会連合会、また天竜区自治会連合会、さらには浜松市自治会連合会から、三者三様の今後の行政区再編作業に少なからず影響があると思われる要望・申入れが提出をされております。

今後、現状の6つの区割り案を一つの案に集約するための焦点は、市民サービスを低下させないことなど持続可能な行政組織の構築であり、そのための組織再編であると考えますが、天竜区の在り方や区の数、区役所の位置なども議論の焦点となると思います。具体的な議論は特別委員会の進捗を注視することになりますが、当局の持続可能な行政組織の構築についての基本的な考えを伺います。

○市長（鈴木康友） 2番目の行政区再編についてでございますが、持続可能な行政組織の構築に向けては今後の人口減少、少子高齢化などにより変化する社会経済状況に柔軟に対応し、サービス提供体制や職員配置を迅速かつ的確に最適化できる組織としなければなりません。そこで、区の再編により地方自治法で設置が義務づけられている区役所の数をできる限り少なくし、市の裁量で数や規模を自由に決められる行政センター等を配置することで、柔軟なサービス提供体制や職員配置につなげてまいります。

今後もスケジュールに基づき、持続可能な行政組織の構築に向け、市議会と二人三脚で協議を進めてまいります。